第１　健全化判断比率等の状況

第１　健全化判断比率等の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年６月 22 日法律第 94 号）に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果は以下のとおりである。

なお、算定団体は、令和６年４月１日現在の市町村（全 30 団体）である。

１　令和５年度決算に基づく健全化判断比率

区　分	算定結果	全国状況	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	○実質赤字の団体はなし ※H19 年度の算定開始以来、17 年連続	赤字発生団体なし	財政規模に応じて 11.25～15.0%	20%
連結実質赤字比率	○連結実質赤字の団体はなし ※H19 年度の算定開始以来、17 年連続	赤字発生団体なし	財政規模に応じて 16.25～20.0%	30%
実質公債費比率（３か年平均）	○県平均 10.9%（前年度比＋0.3 ﾎﾟｲﾝﾄ） ※上昇 22 団体、低下５団体	全国市町村平均 5.6%	25%（18%以上は起債許可団体）	35%
将来負担比率	○県平均 78.7%（前年度比▲2.7 ﾎﾟｲﾝﾄ） ※上昇６団体、低下 20 団体	全国市町村平均 6.3%	350%（政令市は 400%）	―

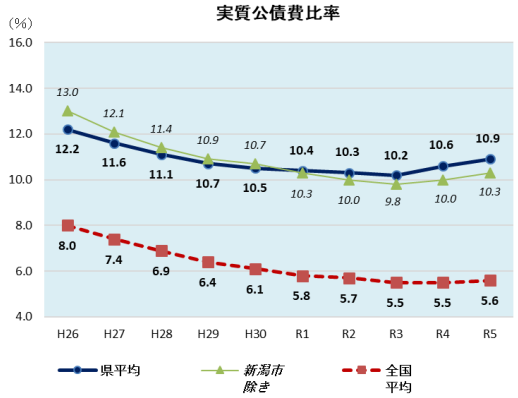

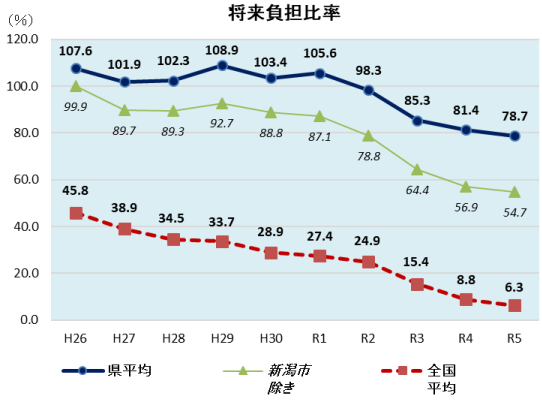

２　令和５年度決算に基づく資金不足比率

算定結果	全国状況	経営健全化基準
○経営健全化基準以上の公営企業会計はなし ※算定対象は 30 市町村、４一部事務組合等 102 会計 ※H19 年度決算に１会計該当して以来、16 年連続	経営健全化基準以上：８会計	20%

第１表　　健全化判断比率等

（１）　令和５年度決算に基づく各指標

区分		健全化判断比率										資金不足比率（%）	
		実質赤字比率（%）		連結実質赤字比率（%）		実質公債費比率（%）			将来負担比率（%）				
		R5	R4	R5	R4	R5 A	R4 B	増減 A-B	R5 C	R4 D	増減 C-D	R5	R4
早期健全化基準		11.25～15.0		16.25～20.0		25.0			350 政令市は400			20.0	
	該当団体	なし（全団体黒字）	なし（全団体黒字）	なし（全団体黒字）	なし（全団体黒字）	なし	なし		なし	なし		なし	なし
財政再生基準		20.0		30.0		35.0							
	該当団体	なし（全団体黒字）	なし（全団体黒字）	なし（全団体黒字）	なし（全団体黒字）	なし	なし						
県内市町村平均		－	－	－	－	10.9	10.6	0.3	78.7	81.4	▲ 2.7	－	－
県内市町村平均（新潟市除く）		－	－	－	－	10.3	10.0	0.3	54.7	56.9	▲ 2.2	－	－
県内20市平均		－	－	－	－	11.0	10.7	0.3	83.7	86.2	▲ 2.5	－	－
県内市平均（新潟市除く）		－	－	－	－	10.3	10.1	0.2	60.4	62.2	▲ 1.8	－	－
県内町村平均		－	－	－	－	9.4	9.2	0.2	－	－	－	－	－
1	新潟市	－（11.25）	－（11.25）	－（16.25）	－（16.25）	12.1	11.7	0.4	123.0	126.7	▲ 3.7	－	－
2	長岡市	－（11.25）	－（11.25）	－（16.25）	－（16.25）	7.3	6.5	0.8	73.1	66.6	6.5	－	－
3	三条市	－（11.98）	－（11.99）	－（16.98）	－（16.99）	14.2	15.0	▲ 0.8	79.3	84.5	▲ 5.2	－	－
4	柏崎市	－（12.14）	－（12.16）	－（17.14）	－（17.16）	9.6	9.6	0.0	6.6	13.7	▲ 7.1	－	－
5	新発田市	－（11.99）	－（11.99）	－（16.99）	－（16.99）	7.4	7.1	0.3	63.3	59.6	3.7	－	－
6	小千谷市	－（13.28）	－（13.30）	－（18.28）	－（18.30）	10.4	10.1	0.3	22.3	20.8	1.5	－	－
7	加茂市	－（13.93）	－（13.93）	－（18.93）	－（18.93）	9.7	9.3	0.4	83.6	84.4	▲ 0.8	－	－
8	十日町市	－（12.50）	－（12.51）	－（17.50）	－（17.51）	13.7	12.6	1.1	92.7	101.9	▲ 9.2	－	－
9	見附市	－（13.31）	－（13.31）	－（18.31）	－（18.31）	11.9	11.8	0.1	80.9	100.5	▲ 19.6	－	－
10	村上市	－（12.32）	－（12.33）	－（17.32）	－（17.33）	12.0	11.7	0.3	75.6	78.8	▲ 3.2	－	－
11	燕市	－（12.39）	－（12.43）	－（17.39）	－（17.43）	13.3	13.2	0.1	86.5	88.9	▲ 2.4	－	－
12	糸魚川市	－（12.70）	－（12.70）	－（17.70）	－（17.70）	12.4	11.5	0.9	50.7	65.2	▲ 14.5	－	－
13	妙高市	－（13.03）	－（13.06）	－（18.03）	－（18.06）	7.0	7.0	0.0	－	－	－	－	－
14	五泉市	－（12.86）	－（12.86）	－（17.86）	－（17.86）	7.1	6.9	0.2	46.4	36.6	9.8	－	－
15	上越市	－（11.25）	－（11.25）	－（16.25）	－（16.25）	10.9	11.2	▲ 0.3	58.6	61.4	▲ 2.8	－	－
16	阿賀野市	－（12.94）	－（12.95）	－（17.94）	－（17.95）	9.8	9.3	0.5	58.4	75.0	▲ 16.6	－	－
17	佐渡市	－（12.08）	－（12.05）	－（17.08）	－（17.05）	12.1	11.9	0.2	130.2	120.1	10.1	－	－
18	魚沼市	－（12.71）	－（12.71）	－（17.71）	－（17.71）	8.8	8.7	0.1	7.1	10.6	▲ 3.5	－	－
19	南魚沼市	－（12.52）	－（12.52）	－（17.52）	－（17.52）	11.8	11.6	0.2	－	4.1	－	－	－
20	胎内市	－（13.40）	－（13.41）	－（18.40）	－（18.41）	13.1	12.6	0.5	110.6	124.0	▲ 13.4	－	－
21	聖籠町	－（15.00）	－（15.00）	－（20.00）	－（20.00）	10.5	10.1	0.4	2.1	5.3	▲ 3.2	－	－
22	弥彦村	－（15.00）	－（15.00）	－（20.00）	－（20.00）	12.9	13.1	▲ 0.2	51.3	48.9	2.4	－	－
23	田上町	－（15.00）	－（15.00）	－（20.00）	－（20.00）	7.6	7.8	▲ 0.2	17.0	25.0	▲ 8.0	－	－
24	阿賀町	－（13.84）	－（13.82）	－（18.84）	－（18.82）	12.7	12.6	0.1	65.2	75.2	▲ 10.0	－	－
25	出雲崎町	－（15.00）	－（15.00）	－（20.00）	－（20.00）	8.8	8.9	▲ 0.1	－	－	－	－	－
26	湯沢町	－（15.00）	－（15.00）	－（20.00）	－（20.00）	8.0	7.2	0.8	28.8	30.3	▲ 1.5	－	－
27	津南町	－（15.00）	－（15.00）	－（20.00）	－（20.00）	11.6	11.1	0.5	23.4	27.8	▲ 4.4	－	－
28	刈羽村	－（15.00）	－（15.00）	－（20.00）	－（20.00）	▲ 1.7	▲ 2.0	0.3	－	－	－	－	－
29	関川村	－（15.00）	－（15.00）	－（20.00）	－（20.00）	12.4	12.0	0.4	16.7	24.2	▲ 7.5	－	－
30	粟島浦村	－（15.00）	－（15.00）	－（20.00）	－（20.00）	5.3	5.3	0.0	－	－	－	－	－

（２）　実質公債費比率の状況

（単位：％）

	県平均	市平均	町村平均	20%以上25%未満	18%以上20%未満	16%以上18%未満	14%以上16%未満	12%以上14%未満	10%以上12%未満	8%以上10%未満	6%以上8%未満	6%未満
市及び町村名 比率							三条市　14.2	十日町市　13.7 燕市　13.3 胎内市　13.1 弥彦村　12.9 阿賀町　12.7 糸魚川市　12.4 関川村　12.4 新潟市　12.1 佐渡市　12.1 村上市　12.0	見附市　11.9 南魚沼市　11.8 津南町　11.6 上越市　10.9 聖籠町　10.5 小千谷市　10.4	阿賀野市　9.8 加茂市　9.7 柏崎市　9.6 魚沼市　8.8 出雲崎町　8.8 湯沢町　8.0	田上町　7.6 新発田市　7.4 長岡市　7.3 五泉市　7.1 妙高市　7.0	粟島浦村　5.3 刈羽村　−1.7
令和6年度（R5決算）	10.9	11.0	9.4	0団体	0団体	0団体	1団体	10団体	6団体	6団体	5団体	2団体
令和5年度（R4決算）	10.6	10.7	9.2	0団体	0団体	0団体	1団体	6団体	10団体	5団体	6団体	2団体
令和4年度（R3決算）	10.2	10.3	9.2	0団体	0団体	0団体	1団体	7団体	8団体	8団体	4団体	2団体
令和3年度（R2決算）	10.3	10.4	9.1	0団体	0団体	0団体	2団体	6団体	7団体	8団体	5団体	2団体
令和2年度（R1決算）	10.4	10.4	8.9	0団体	0団体	0団体	3団体	5団体	9団体	6団体	5団体	2団体
令和元年度（H30決算）	10.5	10.7	8.4	0団体	0団体	0団体	3団体	6団体	8団体	5団体	5団体	3団体
平成30年度（H29決算）	10.7	10.9	7.9	0団体	0団体	0団体	4団体	7団体	6団体	4団体	6団体	3団体
平成29年度（H28決算）	11.1	11.3	8.0	0団体	0団体	0団体	3団体	10団体	4団体	4団体	6団体	3団体
平成28年度（H27決算）	11.6	11.8	8.6	0団体	0団体	0団体	6団体	8団体	3団体	7団体	3団体	3団体
平成27年度（H26決算）	12.2	12.4	9.2	0団体	0団体	2団体	6団体	9団体	3団体	5団体	2団体	3団体
平成26年度（H25決算）	12.7	12.9	9.5	0団体	0団体	4団体	6団体	7団体	6団体	3団体	1団体	3団体

（備考）県平均・市平均・町村平均は加重平均による。

【制度解説】

１．地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法（昭和 30 年法律第 195 号。以下「再建法」という。）による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところです。

地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成 18 年８月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成 18 年 12 月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられました。この中でこれまでの制度については、わかりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言されました。

この結果を踏まえ、第 166 回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成 19 年６月 15 日に可決・成立し、平成 19 年６月 22 日に公布されました（平成 19 年６月 22 日法律第 94 号。以下「健全化法」という。）。

また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成 19 年 12 月 28 日政令第 397 号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成 20 年２月５日総務省令第８号）などにより定められています。

２．健全化判断比率の公表等

(1) 健全化判断比率の内容

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の４つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

① 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模※に対する比率

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模※に対する比率

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

（健全化判断比率の概要）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金） －（特定財源＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額
イ　満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額
ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ　一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 －（充当可能基金額 ＋ 特定財源見込額 ＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・将来負担額 ：イからヌまでの合計額
イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費に係るもの）
ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
ト　当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
チ　設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
リ　連結実質赤字額
ヌ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
・充当可能基金額 ：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

(2) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりです。

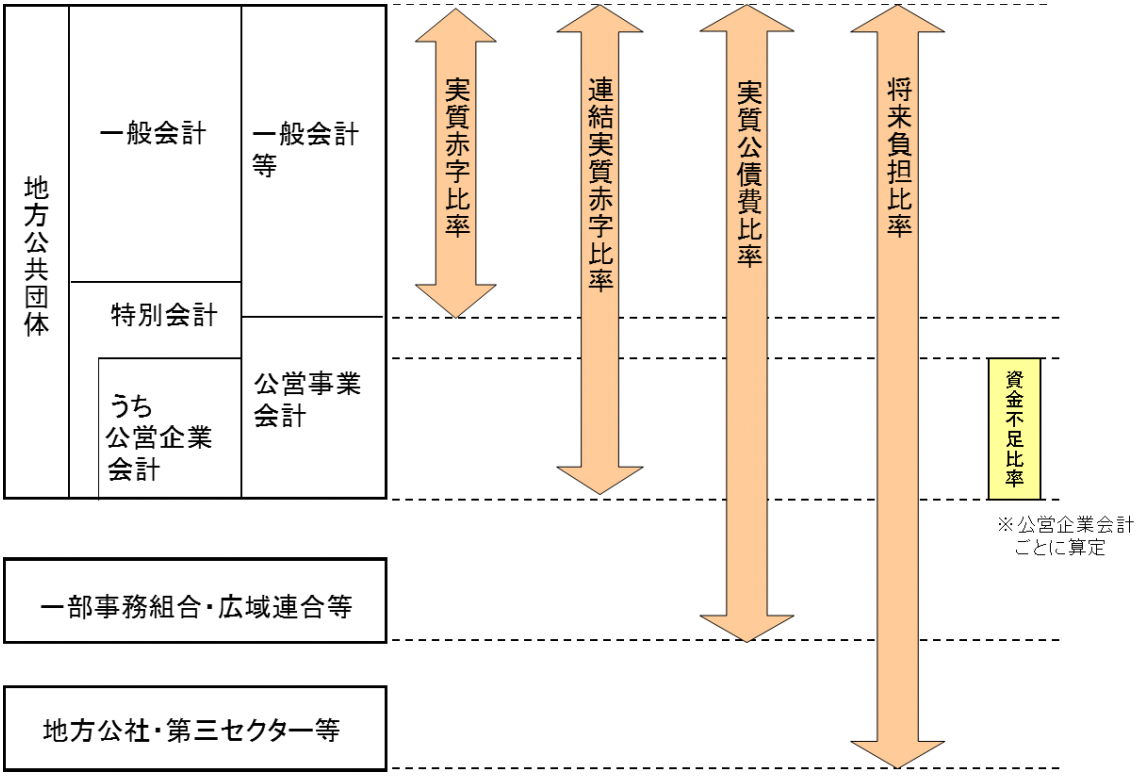

(3) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた３つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりです。

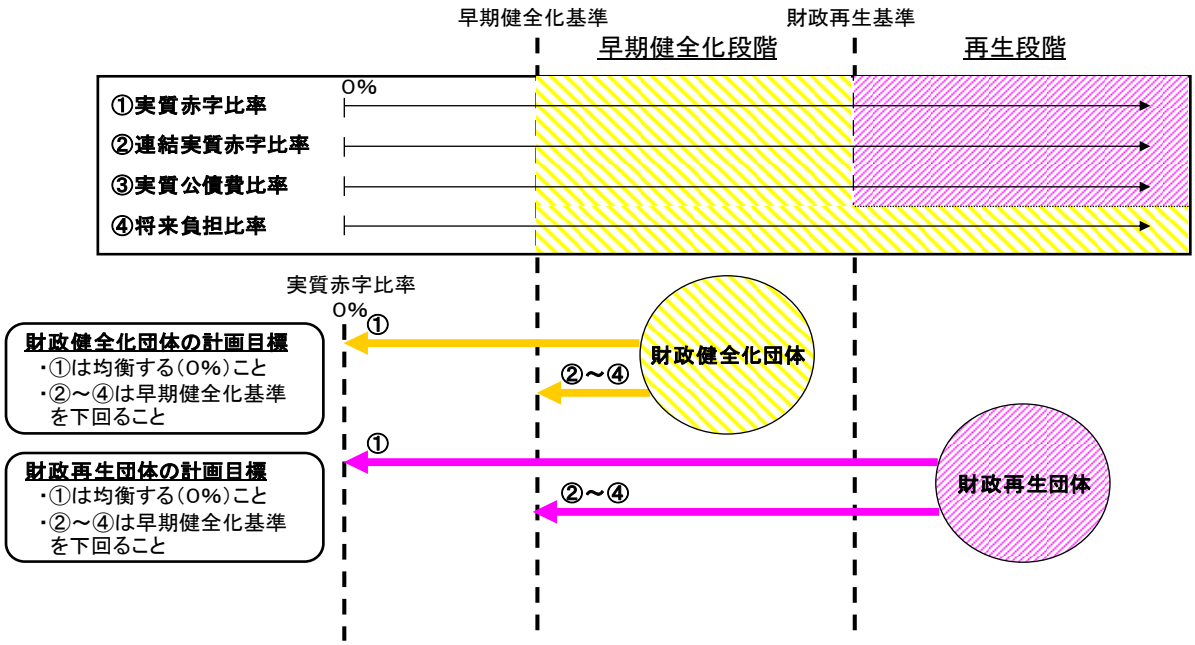

なお、早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合の計画策定等に関する規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行されています。

３．資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体（組合を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

（資金不足比率の概要）

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 －流動資産） － 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 －歳入額）－ 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：
事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

４．早期健全化基準、財政再生基準

(1) 実質赤字比率

財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準（市区町村 20%、道府県５%※）を用い、早期健全化基準は、地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市区町村 2.5%～10%、都道府県 2.5%）と財政再生基準（再掲・市区町村 20%、道府県５%）との中間の値をとって、市区町村は財政規模に応じ 11.25%～15%、道府県は 3.75%としています。

※ 都の実質赤字比率の基準については、旧再建法と同様、財政制度の特例に伴う調整があります。（令和５年度における早期健全化基準は 5.57%、財政再生基準は 8.63%です。）

(2) 連結実質赤字比率

早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ５%を加算し、市区町村は財政規模に応じ 16.25%～20%、道府県は 8.75%としています。同様に財政再生基準については、実質赤字比率の財政再生基準に 10%加算し、市区町村は 30%、道府県は 15%としています。

※　連結実質赤字比率の財政再生基準については、平成 21 年度からの３年間は市区町村は 40%～35%、道府県は 25%～20%の経過的な基準が適用されます。
※　都の連結実質赤字比率の基準については、旧再建法と同様、財政制度の特例に伴う調整があります。（令和５年度における早期健全化基準は 10.57%、財政再生基準は 18.63%です。）

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準については、市区町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準であった 25%とし、財政再生基準は、市区町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準であった 35%としています。

(4) 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市区町村（政令市を除く。）は 350%、都道府県及び政令市は 400%を早期健全化基準としています。

(5) 資金不足比率

経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して 20%（営業収益／年の５%程度の合理化努力の４年分に相当するもの）としています。

５．施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行しており、平成 19 年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用されていますが、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成 21 年 4 月 1 日に施行され、平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率等から適用されています。